

法務局及び地方法務局訟務処理細則

平成6年12月5日法務省訟総第820号

法務局長・地方法務局長宛て

訟務局長通達

改正 平成9年11月28日法務省訟総第890号

平成11年2月10日法務省訟総第123号

平成12年2月4日法務省訟総第95号

平成12年12月19日法務省訟総第916号

平成13年3月6日法務省訟企第129号

平成13年4月1日法務省訟企第240号

平成13年9月25日法務省訟企第642号

平成16年3月15日法務省訟企第203号

平成17年3月29日法務省訟企第164号

平成18年3月9日法務省訟企第166号

平成23年3月29日法務省訟企第228号

平成27年4月10日法務省訟企第314号

平成29年2月28日法務省訟企第132号

法務局及び地方法務局訟務処理細則について（通達）

昭和58年12月26日付け法務省訟総第644号訟務局長通達「法務局及び地方法務局訟務処理細則」の全部を次のように改正する。

法務局及び地方法務局訟務処理細則

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 事件の処理

第1節 一般事務（第5条—第14条）

第2節 事件の処理（第15条—第22条の2）

第3節 報告、通知及び通報（第23条—第34条）

第3章 事件記録（第35条—第40条）

第4章 予防司法支援事件

第1節 予防司法支援事件の処理（第41条—第46条）

第2節 報告及び通知（第47条—第54条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、法務局及び地方法務局訟務処理規程（昭和58年法務省訟総訓第643号大臣訓令）第6条の規定に基づき、法務局及び地方法務局における国の利害に関係のある争訟に関する事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 国等 国、行政庁（地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号の第一号法定受託事務（以下、単に「第一号法定受託事務」という。）を処理する地方公共団体の行政庁及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人（以下、単に「独立行政法人」という。）の行政庁を含む。以下同じ。）、地方公共団体、独立行政法人又は国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号。以下「権限法」という。）第7条第1項の政令で定める公法人（以下、単に「公法人」という。）をいう。
- (2) 行政庁等 行政庁、地方公共団体、独立行政法人又は公法人をいう。
- (3) 所管行政庁等 事件の処理を担当し、又は事件に係る事務を処理する行政庁等をいう。
- (4) 管内地方法務局 法務局長が事務を指揮監督する地方法務局をいう。
- (5) 争訟事件 裁判所に係属している事件及びこれに準ずる事件をいう。
- (6) 予告通知事件 争訟事件のうち、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第132条の2の規定に基づき、訴えの提起を予告する通知をし、又は通知を受けた事件をいう。
- (7) 申立準備事件 行政庁等から争訟手続の申立ての依頼若しくは請求を受け

た事件又は申立てをしようとする旨報告を受けた事件及び訴訟告知を受けた事件をいう。

- (8) 実施事件 監理事件以外の事件をいう。
- (9) 監理事件 行政庁の処分若しくは裁決に係る行政事件訴訟法第11条第1項（同法において準用する場合を含む。）の規定による国若しくは公共団体を被告とする争訟事件，行政庁等を当事者若しくは参加人とする争訟事件又は争訟手続の申立て等をすべき事件で，行政庁等の所部の職員又は行政庁等が選任した弁護士のみが実施するものをいう。
- (10) 単独処理事件 法務局又は地方法務局が単独で処理を担当する事件をいう。
- (11) 共同処理事件 上級庁及び下級庁が共同して処理を担当する事件をいう。
- (12) 弁護士選任事件 法務大臣が弁護士を選任した事件をいう。
- (13) 第一種報告事件 争訟事件及び申立準備事件のうち，本案訴訟事件，調停事件，人身保護事件，保全命令事件，保全異議事件，保全取消事件，民事執行法（昭和54年法律第4号）に定める申立事件，行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に定める執行停止事件，仮の義務付け申立事件，仮の差止め申立事件，民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続開始申立事件，会社更生法（平成14年法律第154号）及び金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に定める更生手続開始申立事件その他重要な事件をいう。ただし，民事執行法に定める申立事件にあつては租税債権に係る事件を除き，強制和議申立事件，再生手続開始申立事件及び更生手続開始申立事件にあつては，平成16年1月16日付け法務省訟財第50号訟務総括審議官通達「国の債権についての訟務事務処理要領について」の別紙の1に定める基準を超えるものである場合に限る。
- (14) 第二種報告事件 第一種報告事件以外の事件をいう。
- (15) 監督事件 管内地方法務局が処理を担当する事件（当該法務局が処理を担当する共同処理事件を除く。）をいう。
- (16) 直受事件 法務局長又は地方法務局長が，裁判所からの訴状その他の文書の送達により受理した事件及び訴えを提起しようとする者からの予告通知書の送付により受理した予告通知事件をいう。

- (17) 指定書等 指定書，選任書及び訴訟代理権消滅通知書をいう。
- (18) 印紙等 争訟手続用の収入印紙，郵便切手及び郵便はがきをいう。
- (19) 配当金等 配当金，予納金の残額その他の国庫等に納付すべき金銭をいう。
- (20) 予防司法支援事件 国の利害に関係のある争訟に関する事項又は争訟に至る可能性のある事項について，行政庁等から法律的な意見を求められた場合において，法律の見解を示し，又は助言若しくは協力をする案件をいう。
- (21) 単独処理予防司法支援事件 法務局又は地方法務局が単独で処理を担当する予防司法支援事件をいう。
- (22) 共同処理予防司法支援事件 上級庁及び下級庁が共同して処理を担当する予防司法支援事件をいう。

(取扱責任者)

第3条 法務局及び地方法務局には，次の取扱責任者を置くものとする。

- (1) 事件簿取扱責任者
- (2) 統計取扱責任者
- (3) 指定書等取扱責任者
- (4) 印紙等取扱責任者
- (5) 保存記録取扱責任者

(帳簿)

第4条 法務局及び地方法務局には，次の帳簿を備えるものとし，第1号から第9号まで，第12号から第13号まで及び第16号の帳簿の様式は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事件簿 (様式第1号)
- (2) 指定書受払簿 (様式第2号)
- (3) 選任書受払簿 (様式第3号)
- (4) 訴訟代理権消滅通知書受払簿 (様式第4号)
- (5) 収入印紙受払簿 (様式第5号)
- (6) 郵便切手・郵便はがき受払簿 (様式第6号)
- (7) 予納金整理簿 (様式第7号)
- (8) 保証金整理簿 (様式第8号)

- (9) 配当金等受払簿（様式第9号）
- (10) 保管金受領証書等つづり
- (11) 削除
- (12) 事件記録保存簿（様式第11号）
- (13) 裁判書等正本保存簿（様式第12号）
- (14) 裁判書等正本つづり
- (15) 事件関係雑文書つづり
- (16) 予防司法支援事件簿（様式第19号）
- (17) 予防司法支援事件関係つづり

2 前項第1号及び第14号から第17号までの帳簿は暦年ごとに、同項第5号から第10号までの帳簿は会計年度ごとに調製するものとする。

3 第1項第12号の帳簿には、事件記録の保存及び廃棄に関する事項を登載する。

4 第1項第15号の帳簿には、事件に関する文書で事件記録又は他の帳簿に編綴しないものを編綴するものとする。

第4条の2 法務局及び地方法務局においては、別に定めるところにより、訟務事件管理システムの運用及び管理を行うものとする。

（報告等）

第4条の3 この細則の規定により法務局長及び地方法務局長が行う報告、移送、求指示、指示、協議、通知、進達、通報、依頼及び求意見は、文書によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条、第16条から第18条まで、第21条の2、第21条の3、第22条、第23条から第25条まで、第27条から第30条まで、第31条の2、第32条、第37条、第44条、第47条、第48条、第50条から第52条まで及び第54条の規定による報告、求指示、指示、通知、進達及び依頼は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもって、法務局通信ネットワークのメール機能により行うことができる。この場合においては、契印及び公印の押印を要しない。

第2章 事件の処理

第1節 一般事務

(監督法務局長の経由)

第5条 地方法務局長は、訟務局長に指示を求めるとき、進達し若しくは報告するとき、又は第15条第2項の規定により事件を移送するときは、監督法務局長を経由するものとする。ただし、緊急を要するときは、この限りでない。この場合においては、事後に、速やかに監督法務局長に報告しなければならない。

(事件の立件及び終了)

第6条 事件簿取扱責任者は、別の定めがある場合を除き、次に掲げる場合においては、立件して訟務事件管理システムに事件データを登録するものとする。

(1) 争訟手続の申立ての依頼、事件の移送（訟務局長から管内地方法務局長に事件を移送した旨の監督法務局長への通知を含む。）、地方法務局長又は行政庁の受理報告（権限法第6条の2第1項若しくは第2項又は第6条の3第1項若しくは第2項（これらの規定を準用する場合を含む。）の報告を含む。）又は申立等報告（地方法務局長の受理報告又は申立等報告にあつては、監督法務局長又は他の地方法務局長において処理を担当すべき上訴事件に係るものを除く。）、権限法第7条第1項の請求（権限法第6条の2第1項若しくは第2項又は第6条の3第1項若しくは第2項の報告があつた事件と同一の事件に係る請求を除く。）、裁判所からの訴状その他の文書の送達、予告通知の送付その他の事由により事件を受理したとき。

(2) 争訟手続の申立て等をしたとき。

2 事件簿取扱責任者は、別の定めがある場合を除き、裁判の告知、争訟手続の申立て等又はその取下げ、事件の移送、予告通知の日から4月経過（予告通知に基づく証拠収集の手続が終了していないときはその終了の日）、事件の処理の打切り、地方法務局長又は行政庁の申立等報告又は結果報告、権限法第7条第1項の請求に応じない旨の訟務局長の通知その他の事由により事件が終了したときは、その旨（監督事件にあつては、地方法務局長における終了事由）を訟務事件管理システムに登録するものとする。

(保有個人情報の保護及び管理)

第7条 法務局及び地方法務局においては、別に定めるところにより、保有個人

情報の保護及び管理を行うものとする。

(統計)

第8条 統計取扱責任者は、別に定めるところにより、事件の統計に関する事務を取り扱うものとする。

(指定書等)

第9条 指定書等取扱責任者は、指定書等の用紙の受払い及び保管に関する事務を取り扱うものとする。

2 指定書受払簿、選任書受払簿及び訴訟代理権消滅通知書受払簿には、指定書等の用紙の受払い並びに指定書等及びその用紙の廃棄に関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

3 指定書等の記載は、付録第1号から付録第3号までの例によるものとする。

4 予告通知事件における指定代理人の指定等の文書は、付録第4号及び付録第5号の例によるものとする。

5 予告通知事件の終了前に指定代理人に変更があった場合の相手方への通知は、訴えの提起前における照会又は回答等の対応をする際に、当該発出文書にその旨を付記してするものとする。

(印紙等取扱責任者の事務)

第10条 印紙等取扱責任者は、印紙等及び配当金等の受払いに関する事務並びに予納金及び保証金の状況を明らかにする事務を取り扱うものとする。

(印紙等)

第11条 収入印紙受払簿及び郵便切手・郵便はがき受払簿には、印紙等の受払いに関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

(予納金)

第12条 予納金整理簿には、予納金の納付及び残額の返納に関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

2 事件の担当官（以下「担当官」という。）は、予納金を納付したときは保管金受領証書を、予納金の残額を国庫等に返納したときは領収証書を印紙等取扱責任者に提出するものとする。

3 前項の規定により提出された保管金受領証書及び領収証書は、保管金受領証

書等つづりに編綴して保管するものとする。

(保証金)

第13条 保証金整理簿には、保証金の供託及び取戻しに関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

- 2 担当官は、保証金を供託したときは供託書正本を、保証金の取戻しの請求をしたときは供託物払渡請求書の写しを印紙等取扱責任者に提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された供託書正本及び供託物払渡請求書の写しは保管金受領証書等つづりに編綴して保管するものとする。

(配当金等)

第14条 配当金等受払簿には、配当金等の受払いに関する事項を記載してその状況を明らかにするものとする。

- 2 担当官は、配当金等を受領したときは、受領の日に歳入徴収官又は官署支出官に納付するときを除き、これを印紙等取扱責任者に預けるものとする。

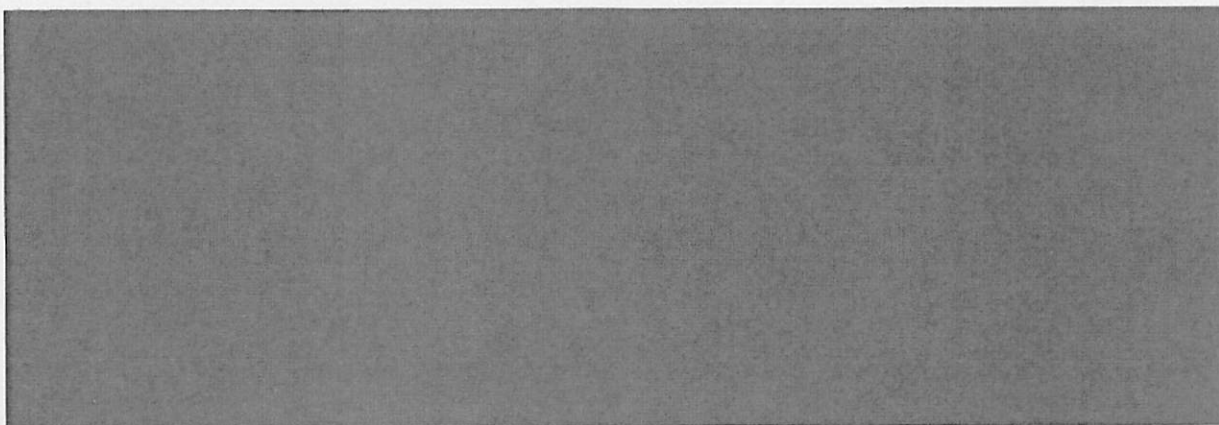
第2節 事件の処理

(移送)

第15条 法務局長及び地方法務局長は、事件が当該法務局又は地方法務局において処理を担当すべきものに該当しないときは、これをその処理を担当すべき法務局又は地方法務局の長に移送するものとする。

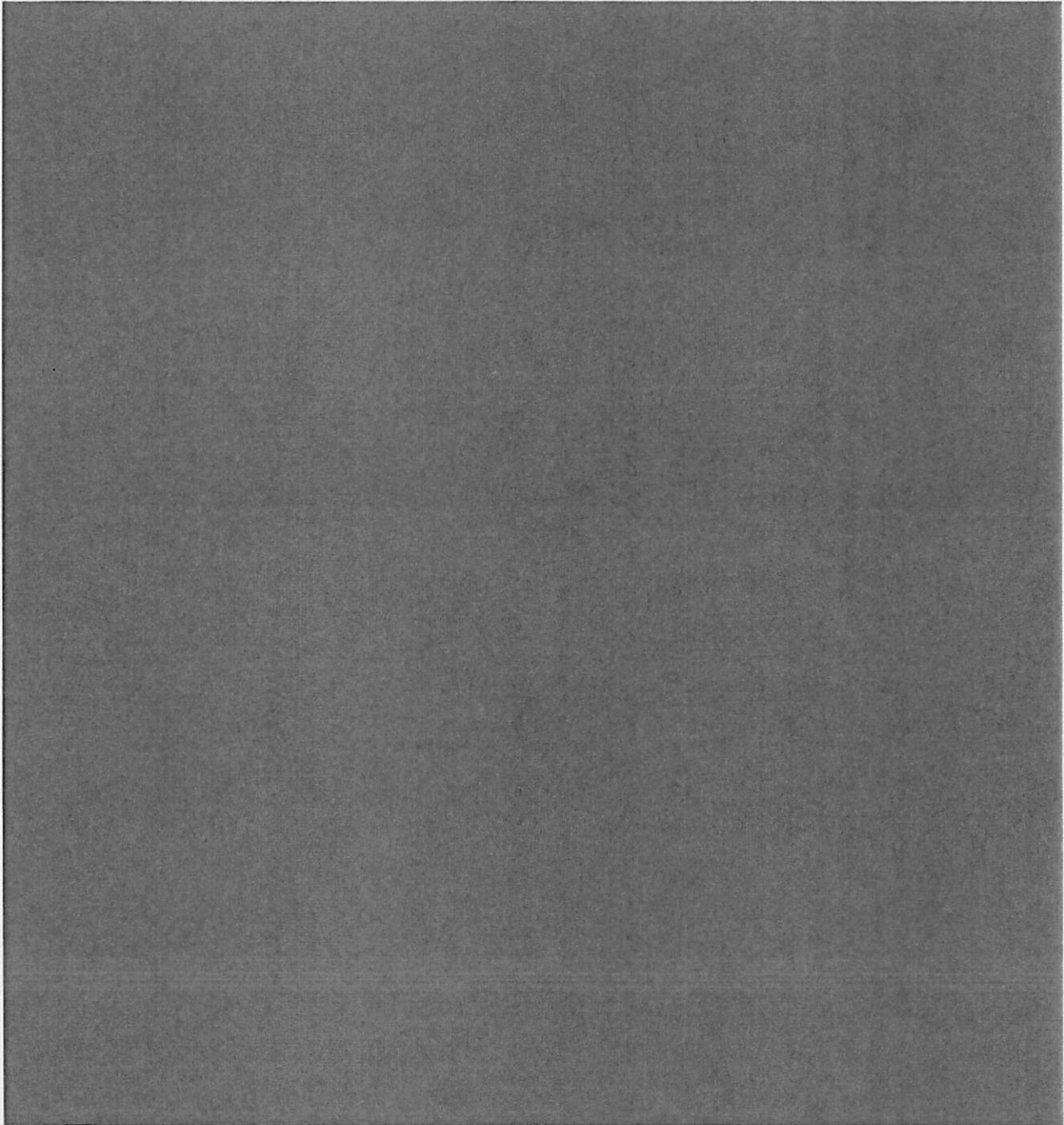
- 2 法務局長及び地方法務局長は、事件が当該法務局又は地方法務局において処理を担当すべきものである場合においても、相当と認めるときは、これをその処理を担当すべき他の法務局又は地方法務局の長に移送することができる。

(事件の疑義に関する求指示)



[Redacted]

(上訴の求指示)



(共同処理指示)

第17条 法務局長は、管内地方法務局が処理を担当する事件について必要があると認めるときは、その地方法務局の長に対し、その事件を当該法務局と共同し

て処理すべき旨を指示するものとする。

- 2 法務局長は、前項の規定による指示をしたときは、所管行政庁等に対し、その旨を通知するものとする。

(共同処理の変更)

第18条 法務局長は、当該法務局及び管内地方法務局が処理を担当する共同処理事件についてその法務局が処理を担当しないことを相当と認めるときは、その地方法務局長に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 前条第2項の規定は、前項の規定による通知をした場合に準用する。この場合において、同条第2項中「所管行政庁等」とあるのは、「訟務局長及び所管行政庁等」と読み替えるものとする。

(共同処理事件の移送)

第19条 共同処理事件の移送は、下級庁の長がするものとする。

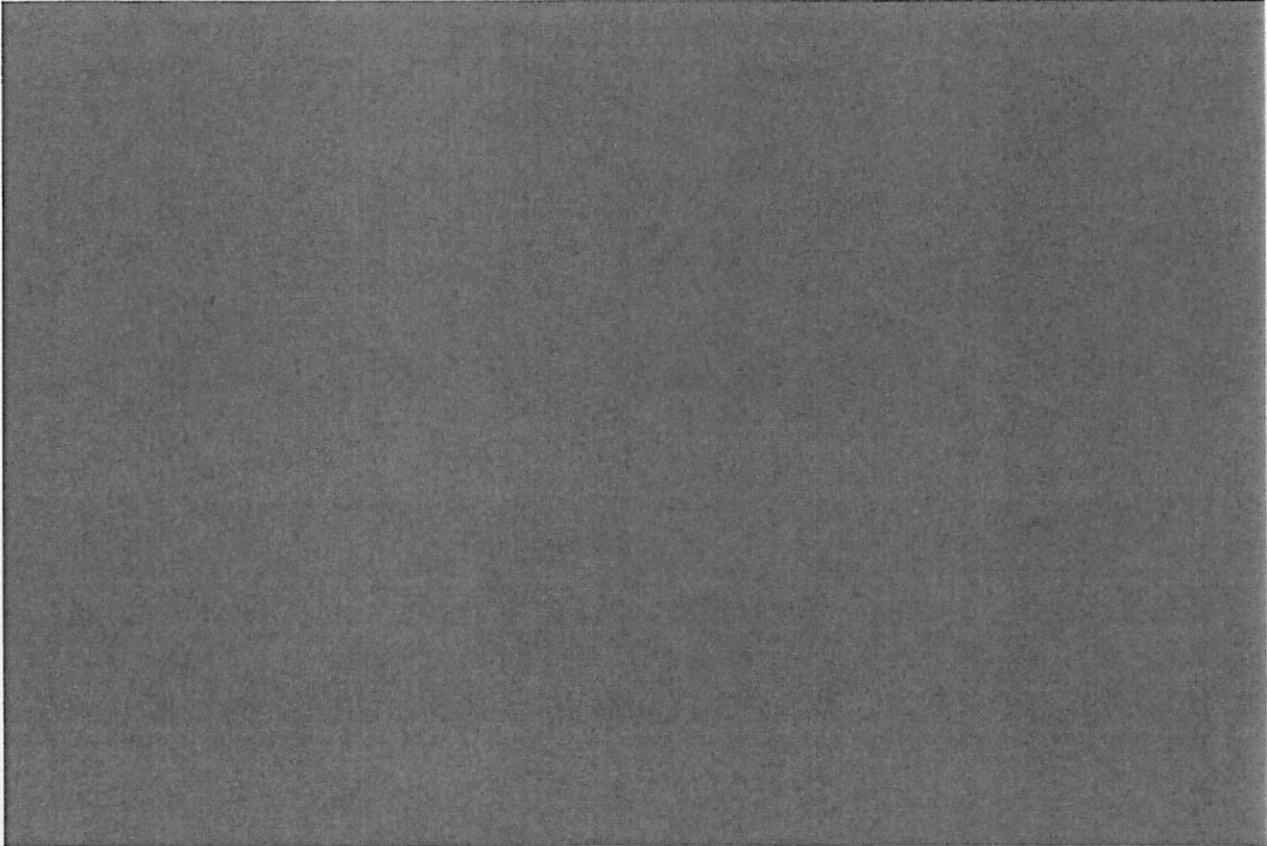
(弁護士選任事件)

第20条 法務局長及び地方法務局長は、弁護士選任事件について弁護士から第24条、第25条、第27条又は第28条の規定による報告に準ずる報告を求めるものとする。ただし、担当官が関与した事項については、この限りでない。

(監理事件)

第21条 法務局長及び地方法務局長は、監理事件について、国に所属する行政庁から第23条から第25条まで、第27条又は第28条の規定による報告に準ずる報告を、第一号法定受託事務を処理する地方公共団体の行政庁から第24条、第25条、第27条又は第28条の規定による報告に準ずる資料の提出を、独立行政法人から第24条、第25条、第27条又は第28条の規定による報告に準ずる報告を求めるものとする。ただし、別の定めがあるときは、この限りでない。

(地方公共団体の行政庁の事務に関する事件)



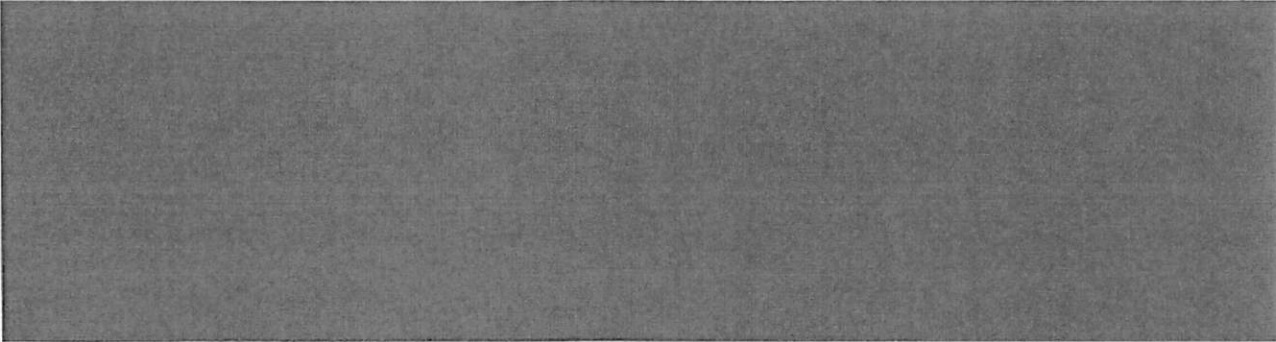
6 法務局長及び地方法務局長は、前2項の規定による協議が終了したときは、地方公共団体の長に対して、次の事項を記載した書面により訴訟を実施する旨通知するものとする。

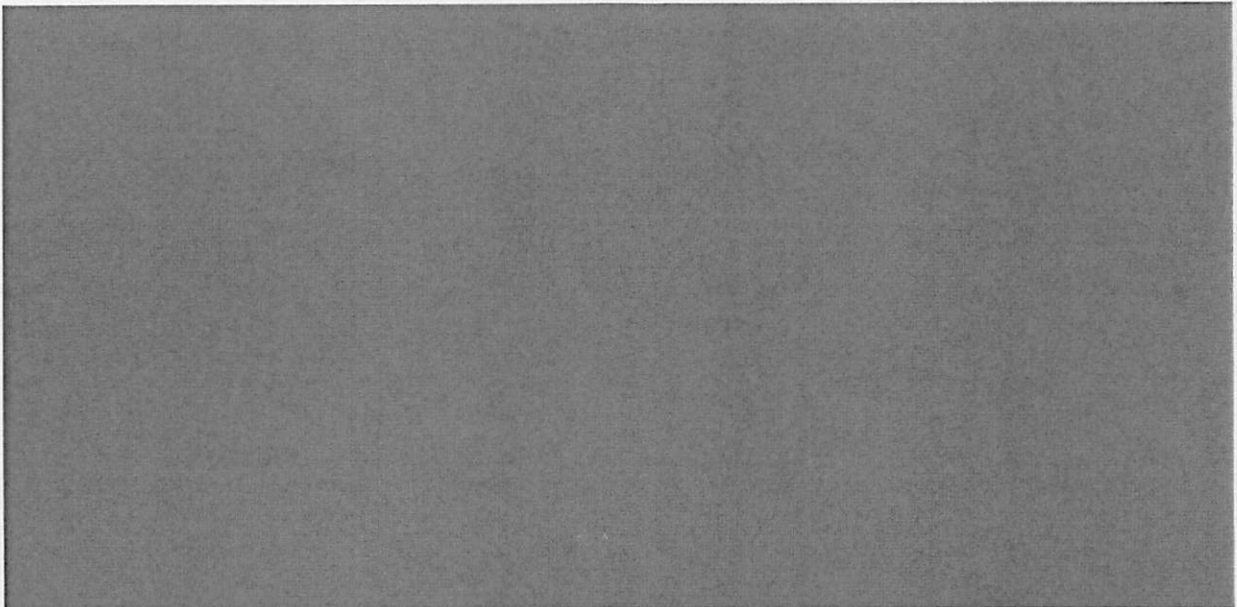
(1) 実施する事件の表示

(2) 担当官の官職及び氏名又は選任する弁護士の名及び事務所の所在地

(3) 第一号法定受託事務に係る各大臣の所部の職員で法務大臣が指定した者の官職及び氏名

(独立行政法人の事務に関する事件)





5 法務局長及び地方法務局長は、前項の規定による協議が終了したときは、独立行政法人の長に対して、次の事項を記載した書面により訴訟を実施する旨通知するものとする。

(1) 実施する事件の表示

(2) 事件の担当官の官職及び氏名又は選任する弁護士の氏名及び事務所の所在地

(3) 独立行政法人を所管する大臣の所部の職員で法務大臣が指定した者の官職及び氏名

(地方公共団体、独立行政法人又は公法人の事務に関する事件)

第22条 法務局長及び地方法務局長は、権限法第7条第1項の請求に係る事件（当該法務局又は地方法務局が既に処理を担当している事件に付随する事件を除く。）を受理した場合は、事件を移送するときを除き、意見を付し、請求書を添付して訟務局長に進達するものとする。ただし、緊急の措置を要するときは、ファクシミリ通信その他の適宜の方法により進達することができる。この場合においては、速やかに請求書を追送しなければならない。

2 地方法務局長がする進達については、監督法務局長は、その経由に際して意見を付するものとする。

(地方公共団体、独立行政法人又は公法人の事務に関する事件の手数料等)

第22条の2 地方公共団体若しくは独立行政法人（それらの行政庁を含む。）又は公法人の事務に関する事件について裁判所に納めるべき手数料及び手数料以外の費用並びに担保として供すべき金銭及び有価証券は、地方公共団体、独立行政法人又は公法人に求めるものとする。

第3節 報告、通知及び通報

（受理報告）

第23条 法務局長は、第一種報告事件を受理したときは、次に掲げる場合を除き、訟務局長に対し、様式第13号により、依頼書又は報告書及び訴状等の写しその他の資料を添付してその旨を報告するものとする。

- (1) 管内地方法務局が処理を担当すべき事件を受理したとき。
- (2) 地方法務局長から受理報告又は申立報告を受けて事件を受理したとき。
- (3) 訟務局長から事件の移送を受けて事件を受理したとき。

2 前項の規定にかかわらず、管内地方法務局長から上訴事件の移送があった場合に於ける法務局長の受理報告は、第5条の規定によって経由する当該管内地方法務局長の訟務局長に対する当該上訴事件の移送による終了の結果報告書の欄外右上部余白に様式第13号の2による印版を押印し、受理の年月日を記載することによってするものとする。

3 地方法務局長は、事件を受理したときは、第一種報告事件については訟務局長及び監督法務局長に対し、第二種報告事件（第25条第2項の規定により本案の経過として報告するものを除く。次条、第27条及び第28条において同じ。）については監督法務局長に対し、第1項の規定に準じてその旨を報告するものとする。ただし、訟務局長から事件の移送を受けて事件を受理した場合には訟務局長及び監督法務局長に対し、監督法務局長から事件の移送を受けて事件を受理した場合には監督法務局長に対し、それぞれ報告することを要しない。

（申立等報告）

第24条 法務局長は、当該法務局が処理を担当する第一種報告事件について国等が争訟手続の申立て等をしたときは、訟務局長に対し、様式第13号により、訴状その他の申立書等の写しを添付してその旨を報告するものとする。

2 地方法務局長は、国等が争訟手続の申立て等をしたときは、第一種報告事件

については訟務局長及び監督法務局長に対し、第二種報告事件については監督法務局長に対し、前項の規定に準じてその旨を報告するものとする。

(経過報告)

- 第25条 法務局長は、当該法務局が処理を担当している第一種報告事件について、訟務局長に対し、期日の経過、その事件に付随する第二種報告事件に関する事項、行政庁に対する指揮又は助言、勧告若しくは指示の内容その他重要な経過を様式第14号により、答弁書、準備書面、予告通知に係る返答並びに照会及び回答等の書面、及び重要な証拠説明書の写しその他事件の重要な争点を明らかにする資料並びに添付すべき旨の指示を受けた資料を添付して報告するものとする。
- 2 地方法務局長は、第一種報告事件については訟務局長及び監督法務局長に対し、第二種報告事件については監督法務局長に対し、期日の経過、その事件に付随する第二種報告事件に関する事項、行政庁に対する指揮又は助言、勧告若しくは指示の内容その他重要な経過を前項の規定に準じて報告するものとする。
 - 3 地方法務局長は、前項の規定にかかわらず、第一種報告事件のうち単独処理事件については、次の場合を除き、訟務局長に対して報告することを要しない。
 - (1) 訴えの変更又は一部取下げがあったとき。
 - (2) 弁論の分離又は併合があったとき。
 - (3) 移送の裁判があったとき。
 - (4) 判決言渡期日の指定又は変更があったとき。
 - 4 期日の変更又は延期の経過報告は、判決の言渡期日に係るものを除き、次の報告の際に併せてすることができる。
 - 5 準備書面その他裁判所に提出すべき書面の期日外の送付又は送達があったときは、重要なものを除き、次の期日経過報告の際に併せて報告することができる。
 - 6 判決の言渡し又は和解の成立等の期日に係る経過報告は、第27条の規定による結果報告書の備考欄に、期日、裁判官、出頭者、経過要旨等を記載することによって、これに代えることができる。

第26条 法務局長及び地方法務局長は、当該法務局又は地方法務局が処理を担当

している実施事件の経過について、担当官から、様式第15号又は適宜の様式による報告を求めるものとする。

(結果報告及び結果速報)

第27条 法務局長は、当該法務局が処理を担当している第一種報告事件が終了したときは、訟務局長に対し、様式第13号により、裁判書の正本の写しその他の資料を添付してその旨を報告するものとする。ただし、争訟手続の申立て又は権限法第7条第1項の請求に応じない旨の訟務局長の通知によって事件が終了したときは、この限りでない。

2 地方法務局長は、事件が終了したときは、第一種報告事件については訟務局長及び監督法務局長に対し、第二種報告事件については監督法務局長に対し、前項の規定に準じてその旨を報告するものとする。同項ただし書の規定は、この場合に準用する。

3 法務局長及び地方法務局長は、事件の終了事由たる裁判を了知した場合において、必要があると認めるときは、前2項の規定により報告を受けるべき訟務局長又は監督法務局長に対し、直ちに、ファクシミリ通信その他の適宜の方法により、裁判の結果、裁判書の正本の送達の有無、送達があったときはその年月日その他必要な事項を速報するものとする。

(確定報告)

第28条 法務局長は、当該法務局が処理を担当している第一種報告事件の裁判が上訴期間の満了又は上訴権の放棄により確定したときは、訟務局長に対し、様式第13号によりその旨を報告するものとする。この場合においては、特別の指示があるときを除き、裁判が確定したことを証する書面の添付を要しない。

2 地方法務局長は、事件の裁判が上訴期間の満了又は上訴権の放棄により確定したときは、第一種報告事件については訟務局長及び監督法務局長に対し、第二種報告事件については監督法務局長に対し、前項の規定に準じてその旨を報告するものとする。

(同一用紙による報告)

第29条 事件について第23条、第24条、第27条又は前条の規定による報告を2以上同時にするときは、同一用紙を用いることができる。

(報告の特則)

第29条の2 平成18年3月9日付け法務省訟企第167号訟務総括審議官通達「独立行政法人又はその行政庁を当事者又は参加人とする訴訟に係る監理事件の処理について」(以下「独法監理事件通達」という。)により処理するものについては、第23条、第24条、第27条、第28条の規定にかかわらず、訟務局長に対して報告することを要しない。

2 独法監理事件通達2(3)の事件に係る地方法務局長の監督法務局長への前項の報告は、一定期間分をまとめてすることができる。この場合において、訴状等の写し、裁判書の正本の写しその他の資料の添付を要しない。

3 第1項の監理事件については、第25条の規定にかかわらず、報告することを要しない。

(受託事務等の結果通知)

第30条 法務局長及び地方法務局長は、囑託又は事実の調査の依頼を受けた場合において、その処理が終了したときは、囑託又は依頼をした訟務局長、法務局長又は地方法務局長に対し、その結果を通知するものとする。

(地方法務局の担当官への通知)

第31条 法務局長は、当該法務局及び管内地方法務局が処理を担当する共同処理事件に関しその法務局の担当官のみが関与した事項で必要があると認めるものについては、その担当官に地方法務局の担当官に対して適宜の方法により処理の結果を通知させるものとする。

(提訴前証拠収集処分申立事件の結果通知)

第31条の2 訴えの提起前における証拠収集処分申立事件の処理を担当する法務局又は地方法務局長は、当該証拠収集処分に係る予告通知事件の処理を担当する法務局又は地方法務局長が他に存するときで、当該証拠収集処分に係る事件について第15条の規定による移送又は第23条から第25条まで若しくは第27条の規定による報告をしたときは、その予告通知事件の処理を担当する法務局又は地方法務局長の長に対して、その結果を通知するものとする。

(共同処理事件の報告)

第32条 法務局及び管内地方法務局が処理を担当する共同処理事件に関する訟務

局長に対する報告は、地方法務局長がするものとする。ただし、法務局の担当官のみが関与した場合における報告は、法務局長がするものとする。

第33条 法務局長及び地方法務局長は、共同処理事件に関し上級庁の担当官のみが関与した事項については、その上級庁の長に対しては報告することを要しない。

(所管行政庁等に対する通報等)

第34条 法務局長及び地方法務局長は、国を当事者若しくは参加人とする争訟事件又は申立準備事件(訴訟告知を受けた事件に限る。)を受理した場合において、その事件が直受事件であるときは、所管行政庁等に対し、訴状等の写しその他の資料を添付して、事件を受理した旨を通報するものとする。訟務局長又は他の法務局若しくは地方法務局の長から事件の移送を受けて事件を受理した場合において、必要があると認めるときも同様とする。

- 2 法務局長及び地方法務局長は、前項の争訟事件中、行政庁の処分又は裁決に係る行政事件訴訟法第11条第1項(同法において準用する場合を含む。)の規定による争訟事件について、当該行政庁の所部の職員又は当該行政庁が選任した弁護士のみで処理することを相当と認めるときは、その事件を監理事件に指定し、当該行政庁に対し、訴状等の原本を添付して、その旨を通報するものとする。
- 3 法務局長及び地方法務局長は、第一号法定受託事務を処理する地方公共団体を当事者若しくは地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件又は独立行政法人(その行政庁を含む。)を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件について、必要があると認めるときは、それぞれ当該第一号法定受託事務に係る各大臣又は当該独立行政法人を所管する大臣に対し、訴状等の写しその他の資料を添付して、事件を受理した旨を通報するものとする。
- 4 前3項の場合において、必要があると認めるときは、併せてその事件に関する調査を依頼するものとする。
- 5 法務局長及び地方法務局長は、当該法務局又は地方法務局が処理を担当している実施事件について、国等が争訟手続の申立て等をした場合、事件が終了し

た場合又は裁判が確定した場合において、必要があると認めるときは、所管行政庁等及び第一号法定受託事務に係る各大臣又は独立行政法人を所管する大臣に対し、資料を添付してその旨を通報するものとする。最高裁判所から上告又は上告受理事件の訴訟記録の到着通知があった場合も、同様とする。

- 6 法務局長及び地方法務局長は、当該法務局又は地方法務局が処理を担当している監理事件のうち第一号法定受託事務を処理する地方公共団体を当事者若しくは地方公共団体の行政庁を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件又は独立行政法人（その行政庁を含む。）を当事者若しくは参加人とする争訟事件若しくは申立準備事件について、争訟手続の申立て等がされた場合、事件が終了した場合又は裁判が確定した場合において、必要があると認めるときは、それぞれ当該第一号法定受託事務に係る各大臣又は当該独立行政法人を所管する大臣に対し、資料を添付してその旨を通報するものとする。
- 7 法務局長及び地方法務局長は、第5項の実施事件が国等に不利益な裁判によって終了したときは、所管行政庁等及び第一号法定受託事務に係る各大臣又は独立行政法人を所管する大臣に対し、上訴の提起に関する意見を求めるものとする。
- 8 法務局長及び地方法務局長は、第6項の監理事件が地方公共団体の行政庁又は独立行政法人（その行政庁を含む。）に不利益な裁判によって終了した場合において、必要があると認めるときは、それぞれ当該第一号法定受託事務に係る各大臣又は当該独立行政法人を所管する大臣に対し、上訴の提起に関する意見を求めるものとする。
- 9 第1項から第3項までの規定による通報及び第4項の規定による事件に関する調査の依頼で中央行政庁、独立行政法人又は公法人の中央機関に対するもの（その中央行政庁又は独立行政法人若しくは公法人の中央機関から直接に処理の依頼を受けた事件に係るものを除く。）は、訟務局長を経由してするものとする。

第3章 事件記録

（事件記録の備付け及び正本の保存）

第35条 法務局には、その法務局が処理を担当する実施事件及び監理事件並びに

監督事件の記録を備えるものとする。

- 2 地方法務局には、実施事件及び監理事件の記録を備えるものとする。
- 3 国を当事者又は参加人とする事件（監理事件を除く。）の終局判決その他これに準ずる文書の正本（以下「正本」という。）は、その事件の処理を担当した法務局又は地方法務局（法務局及び管内地方法務局が共同して処理を担当した事件にあっては、地方法務局）において保存するものとする。

（事件記録の作成方法）

第36条 事件記録には、様式第16号による表紙を付し、所要の事項を記載するものとする。

- 2 実施事件（法務局にあっては、自ら処理を担当する事件に限る。）の事件記録には、様式第17号による経過表を付し、所要の事項を記載するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、事件記録の作成については、別に定めるところによる。

（事件記録の送付）

第37条 法務局長及び地方法務局長は、事件を移送するときは、その事件の事件記録を送付するものとする。

- 2 法務局長は、管内地方法務局長が他の法務局管内の地方法務局長に事件を移送したときは、その事件に係る監督事件又は共同処理事件の事件記録をその法務局長に送付するものとする。
- 3 地方法務局長は、当該地方法務局が処理を担当した事件について上訴が提起され、又は上訴を提起した場合において、当該上訴事件が監督法務局又は他の地方法務局において処理を担当すべきものであるときは、その法務局又は地方法務局長に対し、原審の事件記録を送付するものとする。ただし、その事件が監督法務局において処理を担当すべき上訴事件である場合には、その法務局長から特に送付の指示があったときに限る。
- 4 法務局長及び地方法務局長は、前項の規定により原審の事件記録の送付を受けた事件が終了したときは、その事件に関連する争訟手続が行われるときを除き、原審の事件記録を送付した地方法務局長に対し、これを返還するものとする。

- 5 法務局長は、第3項ただし書の規定により原審の事件記録の送付を受けなかった場合において、その上訴事件が終了したときは、当該地方法務局長に対し、その旨を通知するものとする。ただし、当該地方法務局長から依頼があったときに限る。
- 6 法務局長及び地方法務局長は、他の法務局又は地方法務局が処理を担当している予告通知事件に関する訴えの提起前における証拠収集処分申立事件の送達、移送又は報告を受けたときは、予告通知事件の処理を担当する法務局又は地方法務局長の長に対し、予告通知事件記録の写しの送付を求めるものとする。

(正本の保管)

第38条 担当官は、正本の送達を受けたとき（送達を受けた者から受領したときを含む。次項において同じ。）は、これを保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。ただし、国を被告とする監理事件の正本、行政庁を当事者又は参加人とする事件の正本及び地方公共団体、独立行政法人又は公法人の事務に関する事件の正本については、その行政庁等にその正本を送付しなければならない。

- 2 法務局の担当官は、その法務局及び管内地方法務局が処理を担当する共同処理事件について正本の送達を受けたときは、前項の規定にかかわらず、これをその地方法務局の担当官に送付するものとする。
- 3 保存記録取扱責任者は、第1項の規定により正本の引継ぎを受けたときは、裁判書等正本保存簿に適宜の分類に従い、暦年ごとに整理番号を付して所要の事項を記載し、その正本の初葉の上部余白に整理番号を記載し、これを裁判書等正本つづりに編綴して保管するものとする。

(結果票)

第39条 担当官は、別の定めがある場合を除き、事件（法務局にあっては、自ら処理を担当する事件に限る。）が争訟手続の申立て及び事件の移送以外の事由により終了したときは、次に掲げる事項を確認し、様式第18号による結果票に所要の事項を記載して、これに取扱責任者の押印を受けるものとする。

- (1) 結果報告、結果通報、確定報告及び第31条の2の結果通知に関する事項
- (2) 事件管理システムの登録に関する事項
- (3) 正本の保存に関する事項

- (4) 郵便切手及び郵便はがきの残額の受入れに関する事項
- (5) 保証金の取戻しに関する事項
- (6) 配当金等の納付に関する事項
- (7) 資料の返還に関する事項

(事件記録の保管)

第40条 担当官は、前条の規定による処理が終了したときは、当該事件に関連する争訟手続（予告通知に基づく本案訴訟を除く。）が行われるときを除き、事件記録を保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。事件記録を監督法務局長に送付しなかった場合で、当該事件に関連する争訟手続が上訴のみであるとき及び監督事件が終了した場合において、法務局長の担当官がその事件に関連する争訟手続が行われないことを了知したときも同様とする。

- 2 保存記録取扱責任者は、事件記録の引継ぎを受けたときは、事件記録保存簿に適宜の分類に従い、暦年ごとに整理番号を付して所要の事項を記載し、その事件記録の表紙の記録保存整理番号欄に整理番号を記載し、表紙の上部余白に「完結」と表示して、これを保管するものとする。

第4章 予防司法支援事件

第1節 予防司法支援事件の処理

(予防司法支援事件票)

第41条 担当官は、予防司法支援事件を受理したときは、様式第20号による予防司法支援事件票を作成するものとする。

(予防司法支援事件の立件及び終了)

第42条 事件簿取扱責任者は、予防司法支援事件票により、立件して予防司法支援事件簿に登載するものとする。

- 2 事件簿取扱責任者は、予防司法支援事件が回答、照会の取下げ、移送又は訟務局長が単独で処理を担当する旨の訟務局長の通知等により終了したときは、その旨を予防司法支援事件簿に記載するものとする。

(予防司法支援事件の移送)

第43条 法務局長及び地方法務局長は、予防司法支援事件が他の法務局又は地方法務局において処理を担当することが相当と認める場合は、当該法務局又は地

方法務局長及び行政庁等と協議の上、移送することができる。

(予防司法支援事件の疑義に関する求指示)

第44条 法務局長及び地方法務局長は、予防司法支援事件の処理に関して疑義があるときは、意見を付し、必要な資料を添付して法務局長は訟務局長の、地方法務局長は監督法務局長の指示を求めるものとする。

(処理期間の設定)

第45条 予防司法支援事件は、できる限り速やかに処理するものとし、調査及び検討に相当の期間を要すると認められるものについては、回答予定時期を定めて、行政庁等に対して通知するものとする。

(回答)

第46条 予防司法支援事件の行政庁等に対する回答は、照会又は回答の内容に応じて、文書又は口頭によりするものとする。

第2節 報告及び通知

(受理報告)

第47条 法務局長及び地方法務局長は、予防司法支援事件を受理したときは、法務局長は訟務局長に対し、地方法務局長は訟務局長及び監督法務局長に対し、予防司法支援事件票により、照会文書等の写しその他必要な資料を添付してその旨を報告するものとする。

ただし、照会事項が特段の調査及び検討を要しないもので、照会を担当した担当官において回答すべき案件は、この限りでない。

(特別の事情が生じた場合の報告)

第48条 法務局長及び地方法務局長は、前条の規定により受理報告をした事件（第51条の規定による同一の用紙により報告することができる事件を除く。）について、更に報告すべき事情が生じた場合は、法務局長は訟務局長に対し、地方法務局長は訟務局長及び監督法務局長に対し、必要な資料を添付してその旨を報告するものとする。

(移送の場合の行政庁等への通知)

第49条 法務局長及び地方法務局長は、第43条の規定による移送をした場合は、適宜の方法により、行政庁等にその旨を通知するものとする。

(結果報告)

第50条 法務局長及び地方法務局長は、当該法務局又は地方法務局が第47条の規定により訟務局長に受理報告をし、又は受理報告をすべき予防司法支援事件が終了したときは、法務局長は訟務局長に対し、地方法務局長は訟務局長及び監督法務局長に対し、回答事項又はその他の終了事由を付記した予防司法支援事件票に必要な資料を添付してその旨を報告するものとする。

(同一用紙による報告及び一括送付)

第51条 予防司法支援事件について、照会事項が次に掲げる場合は、第47条及び前条の報告は同一用紙を用いることができる。

(1) 法令の解釈に関する重要な事項を含まないもの

(2) 政治上、行政上又は社会上重要な影響を及ぼすおそれがないもの

2 前項の規定によってする報告は、四半期分を一括して送付することができる。

(予防司法支援事件記録の送付)

第52条 法務局長及び地方法務局長は、他の法務局又は地方法務局が処理を担当した予防司法支援事件に係る訴えが提起され、又は訴えを提起しようとする場合において、必要があると認めるときは、当該他の法務局又は地方法務局長の長に対し当該予防司法支援事件記録の写しの送付を求めるものとする。

(予防司法支援事件記録の保管)

第53条 担当官は、予防司法支援事件の処理が終了したときは、予防司法支援事件記録を保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。

2 保存記録取扱責任者は、予防司法支援事件記録の引継ぎを受けたときは、暦年ごとに整理番号を付して、予防司法支援事件関係つづりに編綴して保管するものとする。予防司法支援事件関係つづりには、様式第21号による目録を付するものとする。

(事件の処理に関する規定の準用)

第54条 第5条、第7条、第8条、第17条、第18条、第19条、第31条、第32条、第33条、第37条第1項及び第2項の規定は、予防司法支援事件の取扱い及び処理に準用する。この場合において、第5条中「指示を求めるとき、進達し若しくは報告するとき」とあるのは「報告するとき」と、「第15条第2項」とあるの

は「第43条」と、「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、第8条及び第17条第1項中「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、第17条第2項中「所管行政庁等」とあるのは「行政庁等」と、第18条第1項中「共同処理事件」とあるのは「共同処理予防司法支援事件」と、第18条第2項中「訟務局長及び所管行政庁等」とあるのは「訟務局長及び行政庁等」と、第19条、第31条、第32条及び第33条中「共同処理事件」とあるのは「共同処理予防司法支援事件」と、第37条第1項中「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、「事件記録」とあるのは「予防司法支援事件記録」と、第37条第2項中「事件」とあるのは「予防司法支援事件」と、「監督事件又は共同処理事件」とあるのは「共同処理予防司法支援事件」と、「事件記録」とあるのは「予防司法支援事件記録」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この通達は、平成7年1月1日から施行する。

附 則（平成9年11月28日法務省訟総第890号）

この通達は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成11年2月10日法務省訟総第123号）

この通達は、平成11年2月10日から施行する。

附 則（平成12年2月4日法務省訟総第95号）

この通達は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月19日法務省訟総第916号）

この通達は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月6日法務省訟企第129号）

- 1 この通達は、平成13年3月6日から施行する。
- 2 この通達の施行の際に平成12年12月26日付け法務省訟総第932号訟務局長通達「事件記録編成要領」附則第3項の規程に基づき作成している事件記録については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成13年4月1日法務省訟企第240号）

この通達は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年9月25日法務省訟企第642号）

- 1 この通達は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の際に改正前の第37条第3項ただし書の規定により、監督法務局に送付をしなかった原審の事件記録については、上訴以外の関連する争訟手続がある場合を除き、この通達の施行後速やかに保存記録取扱責任者に引き継ぐものとする。

附 則（平成16年3月15日法務省訟企第203号）

この通達は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日法務省訟企第164号）

この通達は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月9日法務省訟企第166号）

この通達は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月29日法務省訟企第228号）

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月10日法務省訟企第314号）

この通達は、平成27年4月10日から施行する。

附 則（平成29年2月28日法務省訟企第132号）

- 1 この通達は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通達の施行の際にこの通達による改正前の第4条第1項第16号（様式第19号）、第41条（様式第20号）及び第53条第2項（様式第21号）の規定に基づき作成している法律意見照会事件簿、法律意見照会事件票及び法律意見照会事件関係つづり目録は、それぞれ改正後の規定により作成されているものとみなす。

様式第1号 (第4条関係)

事 件 簿

整理番	受理月日 申立月日	裁 判 所 事 件 番 号	事 件 名	当 事 者	年 月 日	年 月 日	担 当 区 分	備 考
	終 了 事 由				確 定 ・ 上 訴 の 別			
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		
	・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 年 () 号			・	・	単 独 共 同 監 督 監 理	
	・				確 定	上 訴		

様式第2号（第4条関係）

指 定 書 受 払 簿

番 号	受入年月日 払出年月日	裁 判 所 事件番号	事 件 名	相 手 方	被 指 定 者	備 考
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				
	・ ・ ・ ・	高 裁 地 裁 簡 裁 支 部 ()				

(注) 指定書又はその用紙の廃棄の事由及び年月日は、備考欄に記載する。

様式第3号（第4条関係）

選任書受払簿

番号	受入年月日 払出年月日	裁判所 事件番号	事件名	相手方	被指定者	備考
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				

(注) 選任書又はその用紙の廃棄の事由及び年月日は、備考欄に記載する。

様式第4号（第4条関係）

訴訟代理権消滅通知書受払簿

番 号	受入年月日 払出年月日	裁 判 所 事件番号	事 件 名	相 手 方	被 指 定 者	備 考
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				
	・ ・ ・ ・	高裁 地裁 簡裁 支部 ()				

(注) 訴訟代理権消滅通知書又はその用紙の廃棄の事由及び年月日は、備考欄に記載する。

様式第10号 削除

様式第11号(第4条関係)

事 件 記 録 保 存 簿

整 理 号	裁 判 所 事 件 番 号	事 件 名	相 手 方	実施事件 その他の 事件の別	保存 期間	保 存 始 期	保 存 終 期	廃 年 月 日	備 考
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	
	高裁 地裁 簡裁 支部 ()					・	・	・	

(注) 実施事件その他の事件の別欄の実施事件は、自ら処理を担当した事件に限る。

様式第13号 (第23条, 第24条, 第27条及び第28条関係)

訟務局長殿 法務局				発 送	第 年 月 日 号		
受理等 申立果 結確定			報 告 局	法務局長印			
担当別	実 施 監 理	単 独 共 同	法 務 省 主 管 課	民 事	民 事 (財 産)	行 政	賦 租 徴 収
事 件 の 表 示	裁判所 支部 年 () 第 号			当 事 者			
	事件						
	事件						
報 告 の 事 由	受 理	年 月 日		終 了 ・ 確 定 の 事 由			
	申 立 等	年 月 日					
	終 了	年 月 日					
	確 定	年 月 日		裁 判 文 書 の 送 達	年 月 日		
添付書類							
備考							

(注) 斜体文字は、例示であるので、必要に応じ記載すること。

様式第13号の2 (第23条関係)

受理	年 月 日	法務局
----	-------	-----

様式第14号 (第25条関係)

法務局		発 送	年 月 日	担 当 別	実 施 監 理	単 独 共 同	法務局 担当官 印	
経 過 報 告				法 務 省 主 管 課	民 事 行 政	民 事 (財 産) 賦 租 徴		
事 件 の 表 示	高等 地方 簡易 裁判所 支部 年 () 第 号			相 手 方				
今 回 期 日	期 日	年 月 日		出 頭 者	法務局			
	手 続 の 別	準備的口頭弁論 弁論準備手続 書面による準備手続 進行協議 弁論 証拠調べ 和解 調停 言渡し 返答 提訴前照会・回答			行政庁	ほか	名	
	結 果	変 更 延 期 続 行 休 止 終 結			相手方	ほか	名	
	裁 判 官							
次 回 期 日 判 決 言 渡 期 日	年 月 日 前 午 後			添 付 書 類	答 弁 書 (国側・相手側) 準備書面 (国側・相手側) 証拠説明書 (国側・相手側) 証拠申出書 (国側・相手側) 人証調書 検証調書 書証 (通) 返答書 (国側・相手側) 提訴前照会書 (国側・相手側) 回答書 (国側・相手側) など			
次回の予定								
経過要旨								

(注) 斜体文字は、例示であるので、必要に応じ記載すること。

様式第15号 (第26条関係)

経過報告書			裁判官
今 回 期 日	期日	年 月 日 前 時 分 午 後	法務局
	手続の別	準備的口頭弁論 弁論準備手続 書面による準備手続 進行協議 弁論 証拠調べ 和解 調停 言渡し 返答 提訴前照会・回答	行政庁 ほか 名
	結果	変 更 延 期 続 行 休 止 終 結	相手方 ほか 名
	次回期日 及びその 予定	年 月 日 前 時 分 午 後	
経過要旨			

(注) 斜体文字は、例示であるので、必要に応じ記載すること。

様式第16号 (第36条関係)

		実 施 監 理	単 独 共 同	監 督	第1種 第2種	弁 護 士 選 任	
事 件 記 録							
裁 判 所 支 部 () 第 号	事 件 の 表 示	裁 判 所	支 部	年 () 第	号	担 当 部 法 廷 号	
		裁 判 所	支 部	年 () 第	号		
		裁 判 所	支 部	年 () 第	号		
相 手 方	当 事 者					所 管 庁	
記 録 保 存 整 理 番 号	事 件 の 結 果	1 審		2 審		3 審	
		主 管 課	本 省 行 政	民 事 民 事(財 産) 賦 租 徴	法 務 局	民 行 租	共 同 担 当 局
年 第 号	付 随 事 件 の 保 証 金 有 無		担 当 官				
	整 理 番 号	事 件	年	号	記 録 保 存	年	号

様式第17号 (その3) (第36条関係)

経過表 (3)

代理人					
指定書・ 選任書 提出年月日	代理人の氏名	所属		訴訟代理権 消滅通知書 提出年月日	備考
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・
・		本	法	地	・
・		支	行	弁	・

(注) 予告通知事件については、指定代理人の指定・解任の決裁日を該当欄に記入する。

様式第18号 (第39条関係)

結 果 票			担当官 印	取扱責 任者印
終 了			年 月 日	
結 果	報告		年 月 日	
	通報		年 月 日	
	通知		年 月 日	
確 定	報告		年 月 日	
	通報		年 月 日	
シ ス テ ム 登 録				
正 本	保存庁	当局 共同担当局 () 行政庁 ()		
	保存整理番号	年 号		
郵便切手・ 郵便はがき残	有 無		年 月 日 円 受 入	
保 証 金	有 無		年 月 日 円 取 戻	
予 納 金 残 額	有 無		年 月 日 円 返 納	
徴 収 費 用	有 無		年 月 日 円 納 付	
そ の 他 の 当 金 配 等	有 無		年 月 日 円 納 付	
資 料	有 無		年 月 日 返 還	
備 考				

注 「通知」欄は、提訴前証拠収集処分申立事件の結果通知を指す。

様式第20号（第41条関係）

訟務局長殿 法務局長殿	発 送	第 号 年 月 日
受理 結果	報告 局	(地方) 法務局長 印

予防司法支援事件票

受理年月日 整理番号	回答予定年月日	回答年月日	回答方法
年 月 日 整理番号第 号	年 月 日	年 月 日	文書 (公文書) 文書 (メモ手交) 口頭
処理 区分	主管課	民事 賦 行政 租 支援 民事 (財産) 徴	担 当 者
件 名			
照 会 庁			
照会 事案の 概要			
回 答 要 旨			
備 考	(回答に当たっての資料・引用文献等)		

(注1) 斜体文字は、例示であるので、必要に応じて記載すること。

(注2) 処理区分欄は、次の区分により記載する。

I：法令の解釈に関する重要な事項を含む案件及び政治上、行政上又は社会上重要な影響を及ぼすおそれがある案件

II：I及びIIIを除いた案件

III：特段の調査及び検討を要しないで、照会を担当した担当官において回答すべき案件

付録第1号 (第9条関係)

第 〇〇〇 号

指 定 書

(〒102-8225)

所 属 庁 及 び
そ の 所 在
官 職 氏 名

東京都千代田区九段南1丁目1番15号

東京法務局訟務部

部 長	甲 野 一 郎
部 付	乙 野 二 郎
上 席 訟 務 官	丙 野 三 郎
訟 務 官	丁 野 四 郎
法 務 事 務 官	戊 野 五 郎

上 記 の 者 を 国 の 利 害 に 関 係 の あ る 訴 訟
に つ い て の 法 務 大 臣 の 権 限 等 に 関 す る 法
律 に 基 づ き 被 告 国 の た め
下 記 事 件 に つ き 裁 判 上 の 行 為 を 行 う 職 員
に 指 定 す る 。

平 成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

法 務 大 臣

法 務 太 郎

記

原 告 〇〇 〇〇

被 告 国

〇〇 地 方 裁 判 所

平 成 〇〇 年 (〇) 第 〇〇〇 号

損 害 賠 償 請 求 事 件

付録第2号（第9条関係）

第 〇〇〇 号

選 任 書

(〒〇〇〇〇-〇〇〇〇)

住 所

東京都 〇〇 区 〇〇〇 丁目 〇 番 〇 号

弁 護 士

甲 野 一 夫

(電話 〇〇〇〇-〇〇〇〇)

上記の者を下記事件について 被告
国 の訴訟代理人に選任し、民事訴訟
法第55条第1項及び第2項（ただし、
第5号を除く。）に掲げるすべての事項
を委任する。

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

法 務 大 臣

法 務 太 郎

記

原告 〇〇 〇〇

被告 国

東京地方裁判所

平成 〇〇 年 (〇) 第 〇〇〇 号

土地所有権確認請求事件

付録第3号（第9条関係）

第 〇〇〇 号

訴訟代理権消滅通知書

甲 野 太 郎

乙 野 太 郎

上記の者の下記事件についての訴訟代理権が消滅したことを通知する。

平成〇〇年〇月〇〇日

法務大臣

法務太郎

記

東京地方裁判所

平成〇〇年（〇）第〇〇〇号

行政処分取消請求事件

付録第4号（第9条関係）

平成16年4月10日

国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律に基づき
被予告通知者 国 のため、法務大臣は次のとおり争訟上の行為を行う職員として指定する。

1 被指定者

所 属 庁	東京法務局訟務部
官職 氏名	部 付 甲野 一郎 上席訟務官 乙野 花子

2 予告通知事件

(1) 当事者の表示

予告通知者	京 太郎
被予告通知者	国

(2) 事件番号

法務省受平成16年第123号

付録第5号（第9条関係）

平成16年4月10日

下記のとおり、法務大臣は指定代理人を解任する。

記

1 解任される者

丙野 三郎

丁野 法子

2 予告通知事件

(1) 当事者の表示

予告通知者 京 太郎

被予告通知者 国

(2) 事件番号

法務省受平成16年第123号